

保険医療機関（医科）
事務担当者 殿

徳島県社会保険診療報酬支払基金

地方単独医療費助成事業の支払基金への
請求に係る誤り事例等について（連絡）

平素は、支払基金の業務運営に対し格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、徳島県の各市町村が実施している地方単独医療費助成事業については、平成 20 年 3 月請求分から被用者保険分は併用形態レセプトとして支払基金へ請求する取扱いに変更されたところです。

このことから、診療報酬請求書及び診療報酬明細書の請求方法等について不備が生じていることから、下記のとおりご配慮願います。

記

1 診療報酬請求書について

- (1) 医療保険分に係る請求については、「医保家族と公費の併用」欄等、保険種別ごとに件数、診療実日数及び点数を記載願います。
- (2) 公費負担に係る請求については、「公費と医保の併用」欄の区分欄に法別番号を記載の上、件数、点数及び患者負担額を記載願います。

2 診療報酬明細書（レセプト）について

- (1) 乳幼児等医療費助成事業（法別 4 5）の場合、3 歳から 6 歳に係る通院又は 6 歳に係る入院について 1 レセプト 6 0 0 円を限度として患者負担額が発生します。

なお、患者負担額が 6 0 0 円に満たない場合は 1 円単位で記載願います。

- (2) 地方単独医療費助成事業については食事療養費は給付対象外であることから、食事療養の公費欄へは、「0」表示願います。

注 別添「地方単独医療費助成事業に係る請求上の留意点」参照

3 その他

受給者番号の CD（チェックデジット）相違による誤りが多数発生しています。

受給者番号については変更となっている市町村があり、変更前の受給者番号の場合、全てシステムチェックがかかり、やむを得ず返戻扱いとなりますので、再度、受給者証をご確認願います。

《事例1》

市町村		老人受	
公費①	4536****	公受①	*****
公費②		公受②	

1 医科	1 社	2 2併	6 家外
保険			

診療 実 日 数	保険	1 日
	①	日
	②	日

療養の 給付	保険	請求点	決定点	一部負担金 円
	①		1,500	
②				



乳幼児等医療費助成事業【法別45】の場合、3歳から6歳に係る通院又は6歳に係る入院について1レセプト600円を限度として患者負担額が発生します。

※法別【46】又は【47】の場合、一部負担金は発生しません。

《事例2》

市町村		老人受	
公費①	4536****	公受①	*****
公費②		公受②	

1 医科	1 社	2 2併	6 家外
保険			

診療 実 日 数	保険	1 日
	①	日
	②	日

療養の 給付	保険	請求点	決定点	一部負担金 円
	①		157	
②				



患者負担額が600円に満たない場合は、四捨五入等せずに「1円単位」で記載願います。

《事例3》

市町村		老人受	
公費①	4536****	公受①	*****
公費②	4836****	公受②	*****

1 医科	1 社	3 3併	6 家外
保険			

診療 実 日 数	保険	1 日
	①	日
	②	日

3者併用の場合は、保険種別が「3 3併」となります。

療養の 給付	保険	請求点	決定点	一部負担金 円
	①		1,500	
②				



乳幼児等医療費助成事業【45】&【48】の3者併用レセプトの場合、患者負担額は公費①の欄に記載願います。

※法別【45】と【46】又は【47】の3者併用の組合せはありません。

《事例4》

市町村		老人受	
公費①	*****	公受①	*****
公費②		公受②	

1 医科	1 社	2 2併	5 家入
保険			

診療 実 日 数	保険	22 日
	①	22 日
	②	日



地方単独医療費助成事業については、食事療養費は対象外であることから公費欄へは「0」表示願います。

療養の 給付	保険	請求点	決定点	一部負担金 円	食事療養 回数	請求 円	決定 円	(標準負担額) 円
	①		30,000				66回	42,240
②					① 0回	0		0
					② 0回			